

ASNITE試験事業者－  
EPAエネルギースター  
プログラムに係る認定の特定要求事項  
(第12版)

2021年mm月dd日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター

## 目 次

1.	適用範囲 .....	3
2.	引用規格及び関連文書 .....	3
3.	用語 .....	3
4.	特定要求事項 .....	4
5.	技能試験 .....	4
6.	遵守事項の誓約 .....	4
	附 則 .....	5
	改正ポイント .....	5
	様式1 エネルギースタープログラムに係るASNITEの遵守事項の誓約について .....	6
	参考資料 .....	8

## ASNITE試験事業者—エネルギースタープログラムに係る 認定の特定要求事項

### 1. 適用範囲

この特定要求事項は、製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)試験事業者EPAエネルギースター認定プログラム(以下「ASNITE-T(ES)認定」という。)における要求事項の一部として用いるものである。なお、ASNITE-T(一般)事業者に対する共通的な要求事項として「TERP21 ASNITE試験事業者認定の一般要求事項」を適用する。係る公表文書に基づいて、同プログラムに係る製品試験を実施するエネルギースター試験事業者に適用するASNITE認定の特定要求事項を定めるもので、エネルギースター試験事業者に対し、本特定要求事項に加え「認定—部門—TCRP21—ASNITE試験事業者又は校正事業者認定の一般要求事項」の試験所に対する要求事項(以下、「ASNITE一般要求事項」という)が適用される。

### 2. 引用規格及び関連文書文献

この文書では、次に掲げる規格、規程類を引用する。規格、規程等のうち、発行年又は版の記載がないものは、その最新版を適用する。また、国際規格については、これらの規格のその版を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本産業規格又は標準仕様書に読み替えてもよい。

- (1) ISO/IEC 17011 Conformity assessment – Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies(適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項) 認定—部門—TCRP21—ASNITE試験事業者又は校正事業者認定の一般要求事項
- (2) ISO/IEC 17025 General requirements for the competence of testing and calibration laboratories(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項) —ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025) — 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
- (3) TEIF02 認定スキーム文書(ASNITE-T(ES))—ISO/IEC 17011:2004 (JIS Q 17011) —  
Conformity assessment — General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies(適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項)
- (4) TERP21 ASNITE試験事業者認定の一般要求事項—EPA文書「Conditions and Criteria for Recognition of Accreditation Bodies for ENERGY STAR® Laboratory Recognition—(ENERGY STAR®試験所認可のための認定機関の認可に関する条件と基準)」及び「Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR® Program(ENERGY STAR®プログラムの試験所の認可に関する条件と基準)」
- (5) EPA文書「Conditions and Criteria for Recognition of Accreditation Bodies for ENERGY STAR® Laboratory Recognition(ENERGY STAR®試験所認可承認のためのに関する認定機関の認可承認のに関する条件と基準)」
- (6) 及びEPA文書「Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR® Program(ENERGY STAR®プログラムの試験所承認の条件と基準)」認可に関する条件と基準)」

### 2-3. 用語

この規程において、ISO/IEC 17011~~25:2005 (JIS Q 17025)~~及びISO/IEC 17025:2004(JIS Q-

~~17011)~~で定義された用語のほか、を用いる。また、次の用語を使用する。

EPA: 米国連邦政府機関である米国環境保護庁

EPAエネルギースタープログラム: EPAが運営する省エネルギー促進のための環境ラベリング制度

エネルギースター試験事業者: EPAエネルギースタープログラムに係る製品試験を実施するものとして独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター(IAJapan)によるISO/IEC 17025:~~2005~~(JIS-Q-17025)に基づくASNITE-T(ES)認定を受けようとする試験事業者又は認定を取得した試験事業者

### 3.4. 特定要求事項

エネルギースター試験事業者は、EPAによって定められた「Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR® Program (ENERGY STAR®プログラムの試験所の認可承認に関する条件と基準)」

[https://cmadmin.energystar.gov/sites/default/files/asset/document/Criteria\\_Laboratories.pdf](https://cmadmin.energystar.gov/sites/default/files/asset/document/Criteria_Laboratories.pdf) [http://www.energystar.gov/ia/partners/downloads/mou/Criteria\\_Laboratories.pdf](http://www.energystar.gov/ia/partners/downloads/mou/Criteria_Laboratories.pdf)に規定されている要求事項を満足しなければならない。(和訳については参考資料を参照のこと)

なお、「TERP21 ASNITE試験事業者認定のASNITE試験事業者又は校正事業者認定の一般要求事項」及びISO/IEC 17025:~~2005~~(JIS-Q-17025)に規定されていない特筆すべき特定要求事項の一部は次のとおりである。

- (1) 試験事業者の被雇用者従業員が倫理(ethics)や遵守コンプライアンス(compliance)の監査に参加し、定期的に合格パスしているという証拠を有すること。
- (2) 試験結果に不当な影響を与えようとする企てに対し、を報告し、やそれに対応する仕組み対処する機構(メカニズム)が整備実施されているという証拠を有すること。
- (3) 認定されたそれぞれのENERGY STAR試験方法について、試験事業者の試験施設、設備、備え付け備品、機器装置、および従業員をの活用についてする試験の実施方法を詳細に説明する、公認の各エネルギースター試験方法に関して、個別の試験事業者用試験方法の開発とそれらを策定し維持すること。

### 4.5. 技能試験

エネルギースター試験事業者は、「IAJapan技能試験に関する方針(URP24)ASNITE試験事業者又は校正事業者認定の一般要求事項」に定める技能試験要求事項に加えてEPAによって特定された関連する試験所間比較(ILC:inter-laboratory comparison)への参加に同意するしなければならないこと。

### 5.6. 遵守事項の誓約

エネルギースター試験事業者は、ASNITE-T(ES)認定の申請時に様式1の誓約書を独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターに提出することしなければならない。

附 則

この規程は平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規程は2021年mm月dd日から適用する。

ASNITE試験事業者－エネルギースター認定プログラムに係る特定要求事項 第2版  
改正ポイント

主な改正内容

- ◆ 文書名称を認定スキーム名称と整合
- ◆ ISO/IEC 17025 改正に伴う修正
- ◆ JIS Q 17025:2018 及び JIS Q 17011:2018 の用語に整合した和訳に修正
- ◆ 関連文書改正及び内部手続における書面・押印・対面の見直しに伴う改正に伴う修正
- ◆ 字句修正

内容の変更を伴う改正箇所には、下線を付しています。

---

## 様式1 EPAエネルギースタープログラムに係るASNITEの遵守事項の誓約について

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター 殿

住 所  
名 称  
代表者名

—印

EPAエネルギースタープログラムに係るASNITE認定の申請を行うに当たっては、下記の事項に従うことを誓約します。

## 記

1. エネルギースター試験事業者は、EPAによって定められた「Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR® Program (ENERGY STAR®プログラムの試験所 の認可承認に関する条件と基準)」  
[https://cmadmin.energystar.gov/sites/default/files/asset/document/Criteria\\_Laboratories.pdf](https://cmadmin.energystar.gov/sites/default/files/asset/document/Criteria_Laboratories.pdf) [http://www.energystar.gov/ia/partners/downloads/mou/Criteria\\_Laboratories.pdf](http://www.energystar.gov/ia/partners/downloads/mou/Criteria_Laboratories.pdf)に規定されている要求事項に適合すること。
2. 認定されたそれぞれのENERGY STAR試験方法について、試験所の試験施設、備え付け設備品、機器装置、および従業員をの活用についてする試験の実施方法を詳述細に説明する、公認の各ENERGY STAR試験方法に関して、個別の試験所用試験方法の開発を策定しとそれらを維持すること。
3. 試験結果をに対する不当な影響を隠蔽または試験結果に不当な影響を与えよう及ぼそうとするすべての企てについては、直ちにEPA/DOEに通知すること。
4. ENERGY STARプログラムの要件に対する適合または検証のために実施される試験に、EPAまたはEPAからが指名任命された代表者が、自己その裁量でにより、ENERGY STARプログラム要件に対する適合あるいは適合の検証のために実施される、あらゆる試験に立ち会うことを認めること。
5. EPA/DOEが必要と判断 するした場合において、関連する適切かつ利用参加可能な試験所間の相互比較試験 (ILC: inter-laboratory comparison) への参加することに合同意すること。
6. 技能試験 実施提供者からの指示に 別段において特にの定めがされていない限り、通常の試験／校正および報告の方法に従ってILCを実施すること。
7. 要求に応じて以下 の内容をEPA/DOEに提出すること。
  - (1) ILCの結果
  - (2) これら結果の分析、および、
  - (3) 異常なあるいは許容認できない結果に対する詳細な是正措置の対応
8. 認定 証証明書と認定範囲の デジタル複写物の電子ファイルコピーを EPAに提出すること。この 提出物には、少なくとも以下 のものが含まれる。
  - (1) 認定の発効日
  - (2) 認定の有効期限(該当する場合)、および、
  - (3) ENERGY STARに関連する認定された試験方法
9. 試験所による是正措置の計画およびと書類不備指摘事項に対するの解決策方法を含む、ENERGY STAR試験に関連する 評価審査資料書類の複写物写しを、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターがEPAと共有することを認めること。

10. 試験所の以下の内容に影響を与える及ぼす重大主要な変更があった場合は、30日以内にEPAと及び独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターの両方に報告すること。
- (1) 法律、商業、組織、あるいは所有権に関する状況
  - (2) 組織構成および管理体制(例: 主要管理職要員)
  - (3) 必要に応適切な場合において、方針または手続き
  - (4) 所在地
  - (5) 重要な場合においては、従業員、施設、作業環境、またはその他の資源、および、
  - (6) 試験所の能力、認定されたている試験活動の範囲、または、~~ENERGY STAR~~要件および関連する技術書類の遵守に影響を与える可能性のあるその他の事項
11. ENERGY STAR試験方法に関するすべての質問は、解決のためにEPAに照会提出し、これら問題質問への解決はに関連するEPAの決定に従うこと。

注) EPA: 米国環境保護庁  
DOE: 米国エネルギー省

## 参考資料

## ENERGY STAR®プログラムの試験所承認の認可に関する条件と基準

「ENERGY STAR®プログラムの試験所承認の認可に関する条件と基準」は、一般財団法人省エネルギーセンター(ECCJ)によるホームページで公開している「Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR® Program国際エネルギースタープログラムの「試験所のEPA認可要件」(2010年6月:確定)の和訳をもとにして、IAJapan認定センターの文書として作成している。内容について、疑義が生じた場合は、EPAの原本に基づくものとする。

ENERGY STARプログラムのEPAが承認した認可の認定試験所として試験活動を行うためには、当該試験所は、常に下の記要求事項を常に遵守することに書面にて同意すること。

## 一般要求事項

- 1) EPAが承認により認可された認定機関(AB: Accreditation Body)によるISO/IEC 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項(General requirements for the competence of testing and calibration laboratories)」に基づく対する認定を維持すること。ISO/IEC 17025の注目すべき要求事項特筆すべき内容には、試験所に対する以下の項目要件が含まれる。
  - a) 品質目標、確約責務、および運用手順を定めた方法を明確に示す指方針を有していること。
  - b) 試験を実施するために必要な教育と研修訓練を受けたっている経験豊富な人材を雇用していること。
  - c) 適切な試験に必要な物理的な施設・設備と試験機器装置を有していること。
  - d) 測定機器装置が正確で校正されておりいること、また校正記録が保持されていることを確保すること。
  - e) すべての観察結果記録、試験データ、及びおよび計算のすべての記録の原本の記録が保持されていること。および
  - f) 試験所の管理要員および従業員従業員の業務の品質に悪影響を及ぼす可能性のある社内外の、不当な内的または外的な商業的、財政的、あるいはその他の不当な要因による圧力や影響がないことからの、試験所の管理体制および従業員の解放を確実に保するための取り決めを維持すること。

注記: 試験所が製品試験の公平性を常に維持することがを、EPAはの期待していである。

ISO/IEC 17025の要求事項要件に合致したと整合する公平性を示すの証明には、以下の内容が含まれるが、これらに限定されない可能性がある。



- i) 試験所の結果をについて管理、実施、または検証を行うすべての要員全職員の責務任、権限、および相互関係が、職員の業務の品質に悪影響を及ぼす可能性のある要因から影響を受けていないことを示す組織図。
- ii) 内部監査の日付、監査結果所見、および是正措置。
- iii) 顧客からの苦情とそれに対する是正処置。
- iv) 参加した従業員名を含む再現性に関する十分な情報が記載された試験記録の原本。
- v) 試験所の従業員が倫理・コンプライアンス監査に参加し、定期的に合格している証拠。
- vi) 試験結果に不当な影響を与えようとする企てを報告し、それに対応する仕組みが整備されている証拠。

1) ISO/IEC 17025に対する認定維持の代替方法として、当該試験所は、EPAが承認が認可するした認証機関による指導の監視付きまたは立ち会い付き製造事業者の試験所立ち会いプログラム(SMTL/WMTL)に参加することができる。本選択肢に関するこれらの詳細については、「ENERGY STARプログラムの認証機関の認可承認に関する条件と基準」の付属資料書Aを参照すること。

2) 認定されたそれぞれのENERGY STAR試験方法について、試験所の試験施設、設備え付け備品、機器装置、および従業員をの活用についてする試験の実施方法を詳細に説明述する、公認の各ENERGY STAR試験方法に関して、個別の試験所用試験方法の開発とそれらをを策定し維持することする。

3) 試験結果に対する不当な影響を隠蔽または試験結果に不当な影響を与え及ぼそうとするすべての企てについては、直ちにEPA/DOEに通知すること。

4) 当該試験所が製品を試験する予定の製品に対するENERGY STARプログラムにおいて説明されているとおりに試験方法を実施する試験所の具体的な能力がが、試験所の認定範囲に記録されていること。<sup>2</sup>

注記：試験所と認定機関の負担を軽減するために、EPAは、ENERGY STAR基準がを改定された場合するときに、試験所に対してその認定範囲の更新を求めない予定である。ただしEPAは、試験所が基準の現在有効な行バージョンのプログラム要件において説明記載されている試験方法と試験所の試験方法が引き続き整合していることを、試験所が確保することを求める予定である。さらに、試験方法の大幅における主な変更、例えば、基準改定により先行する基準の前バージョンとは全く異なる試験方法が求められる場合には、新たに必要とさ求められる試験方法を反映させるようために認定範囲を更新することが必要があととなる。

5) EPAまたはEPAから任命された代表者が、自己の裁量により、ENERGY STARプログラムの要件に対する適合あるいは適合の検証のために実施される試験に、EPAまたはEPAが指名した代表者が、その裁量であらゆる試験に立ち会うことを認めること。EPAまたはEPAがはその指名し任命された代表者は、専ら立会人として業務を遂行のみ活動し、いかなる方法においても試験所の試験業務活動にいかなる形でも参加しないことに合意すること。

#### 試験所間の相互比較試験：

- 1) EPA/DOEが必要と判断するした場合において、関連する適切かつ参加利用可能な試験所の相互比間較比較試験 (ILC: inter-laboratory comparison) にへの参加することに合同意すること。
- 2) 技能試験実施提供者からの指示に別段のにおいて特に定めがられていない限り、通常の試験／校正および報告の方法に従ってILCを実施すること。
- 3) 要求に応じて以下をEPA/DOEに提出すること。
  - a) ILCの結果
  - b) これら結果の分析
  - c) 異常なあるいは許容容認できない結果に対する詳細な是正措置の対応

**報告:**

- 1) 認定証証明書と認定範囲をデジタル複写物の電子コピーをE電子ファイルでPAに提出すること。この提出物れには、少なくとも以下のものが含まれる。
  - a) 認定の発効日。
  - b) 認定の有効期限(該当する場合)。および、
  - c) ENERGY STARに関連する認定された試験方法。
- 2) 当該試験所によるのABは、是正措置の計画とおよび不適合及び指摘事項に対する書類不備の解決策方法を含む、ENERGY STAR試験に関連する審査評価書類資料の複写し物を当該試験所のABが、当該試験所のABがEPAと共有する権限を有することを認めること。

---

2 該当する試験方法は、各ENERGY STAR基準書の製品試験の章に記載されている。

- 3) 当該試験所の以下の内容に影響を与える及ぼす重大主要な変更があった場合は、30日以内にEPAと及び当該試験所のABの両方に報告すること。
  - a) 法律、商業、組織、あるいはまたは所有権に関する状況。
  - b) 組織構成および管理体制(例: 主要管理管理職要員)。
  - c) 適切な場合必要に応じにおいて、方針または手続き。
  - d) 所在地。
  - e) 重要な場合においては、従業員、施設、作業環境、またはその他の資源。および、
  - f) 当該試験所の能力、認定可されているた試験活動の範囲、または ENERGY STAR要件および関連する技術書類の遵守に影響を与える可能性のあるその他のその他事項。
- 4) ENERGY STAR試験方法に関する質問すべての問題は、解決のためにEPAに照会提出し、それから問題質問への解答はの解決に関連するEPAの決定に従うこと。

以上